

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 広島家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所									
					配置 支部 総数	呉 支 部	尾 道 支 部	福 山 支 部	三 次 支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所		
総 数			4830	2992	1838	425	430	843	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家 事 事 件	家事事件総数		4819	2984	1835	422	430	843	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	審 判	別表第1	992	556	436	67	109	172	88		0									0					
		別表第2	500	350	150	41	34	69	6		0									0					
		期日立会い	321	221	100	26	26	48	0		0									0					
	調 停	別表第2	2012	1288	724	210	181	321	12		0									0					
		期日立会い	1693	1101	592	146	157	280	9		0									0					
		別表第2以外	834	497	337	78	57	180	22		0									0					
		期日立会い	728	439	289	57	49	165	18		0									0					
	共 助		0	0	0	0	0	0	0		0									0					
	雑	保全処分	79	43	36	8	12	15	1		0									0					
		保全処分以外	402	250	152	18	37	86	11		0									0					
人 事 訴 訟 事 件			11	8	3	3	0	0	0		0														
て ん 補 状 況			(例) 1:本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2:〇〇支部／△△支部／調停別表第2以外／3件 1:本庁／三次支部／審判別表第1／26件／審判別表第2 ／2件／調停別表第2／2件／調停別表第2以外／8件／ 保全処分／1件／保全処分以外／3件								て ん 補 を 実 施 し た 庁 名						て ん 補 を 実 施 し た 庁 名								
備 考																									

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 広島家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	呉 支 部	尾 道 支 部	福 山 支 部	三 次 支 部	支 部
総 数			1740	990	750	182	137	400	31	0
一 般	一 般 総 数		1096	639	457	111	73	246	27	0
	在 宅	観 護 措 置	185	114	71	20	8	41	2	
		通常調査	807	446	361	87	61	194	19	
		簡易面接	77	64	13	0	4	9	0	
		書面照会	9	2	7	1	0	0	6	
	試 験 観 察		18	13	5	3	0	2	0	
	交 通 総 数		631	342	289	69	63	153	4	0
交 通	致過 死失 傷運 等転	観護措置	3	1	2	0	1	1	0	
		在 宅	314	174	140	32	36	69	3	
	道 交 等	観護措置	25	17	8	1	2	5	0	
		在 宅	289	150	139	36	24	78	1	
	試 験 観 察		0	0	0	0	0	0	0	
準少年・共助等			13	9	4	2	1	1	0	
てん補状況			(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件 1:本庁/三次支部/一般観護措置/1件/一般在宅/9件/過失運転致死傷等在宅/2件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 広島家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	呉 支 部	尾 道 支 部	福 山 支 部	三 次 支 部	支 部
家 事 事 件	51	27	24	14	5	4	1	
人 事 訴 訟 事 件	1	1	0	0	0	0	0	
少 年 事 件	17	10	7	3	1	3	0	

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 山口家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	岩 国 支 部	下 関 支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	周 南 支 部	萩 支 部	宇 部 支 部	支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	船 木 出 張 所	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			2226	651	785	375	410	0	0	0	703	399	113	191	0	0	0	87	87	0	0	0	0
家事 事 件	家事事件総数		2214	647	780	373	407	0	0	0	700	398	113	189	0	0	0	87	87	0	0	0	0
	審 判	別表第1	382	131	128	67	61				116	50	26	40				7	7				
		別表第2	136	15	57	40	17				61	43	14	4				3	3				
		期日立会い	78	12	35	27	8				31	19	12	0				0	0				
	調 停	別表第2	1106	292	388	146	242				374	227	50	97				52	52				
		期日立会い	941	248	332	131	201				322	220	42	60				39	39				
		別表第2以外	515	194	172	91	81				134	72	16	46				15	15				
		期日立会い	452	168	149	79	70				123	68	14	41				12	12				
	共 助		0	0	0	0	0				0	0	0	0				0	0				
	雑	保全処分	28	0	8	6	2				10	4	6	0				10	10				
		保全処分以外	47	15	27	23	4				5	2	1	2				0	0				
	人 事 訴 訟 事 件			12	4	5	2	3				3	1	0	2								
てん 補 状 況			(例) 1:本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2:〇〇支部／△△支部／調停別表第2以外／3件 調査官未配置支部及び出張所は、すべて本庁がてん補している。	てん補を実施した庁名												てん補を実施した庁名							
				本 庁	本 庁	本 庁										本 庁							
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 山口家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	岩 国 支 部	下 関 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			813	529	284	145	139	0	0	0
一 般	一 般 総 数		430	280	150	96	54	0	0	0
	観 護 措 置		67	55	12	4	8			
	在 宅	通常調査	351	217	134	91	43			
		簡易面接	0	0	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0	0			
	試 験 観 察		12	8	4	1	3			
交 通	交 通 総 数		381	247	134	49	85	0	0	0
	致過 死失 傷通 等転 道交 等	観護措置	1	1	0	0	0			
		在 宅	239	155	84	31	53			
		観護措置	4	0	4	0	4			
		在 宅	137	91	46	18	28			
	試 験 観 察		0	0	0	0	0			
準少年・共助等			2	2	0	0	0			
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件 てん補はない。							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 山口家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	岩 国 支 部	下 関 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	40	22	18	11	7			
人 事 訴 訟 事 件	6	2	4	1	3			
少 年 事 件	23	12	11	7	4			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

別紙(1)

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 岡山家庭裁判所

事件の種類 		
-----------	--	--

別紙(1)

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

別紙(2)

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 岡山家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	津 山 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			1539	1368	171	171				
一 般	一 般 総 数		872	767	105	105				
	観 護 措 置		109	94	15	15				
	在 宅	通常調査	751	663	88	88				
		簡易面接	0	0	0	0				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		12	10	2	2				
交 通	交 通 総 数		659	593	66	66				
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	6	6	0	0				
		在 宅	400	361	39	39				
	道交 等	観護措置	12	11	1	1				
		在 宅	241	215	26	26				
	試 験 観 察		0	0	0	0				
準少年・共助等			8	8	0	0				
てん補状況			1 本庁/津山支部/一般観護措置/1件							
備 考			準少年・共助等の内、7件は収容継続事件、1件は施設収容申請事件							

別紙(2)

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件、（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 岡山家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	倉敷 支部	津山 支部	支部	支部	支部
家事事件	36	20	16	10	6			
人事訴訟事件	7	5	2	1	1			
少年事件	13	12	1		1			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 鳥取家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	米子 支部	支部	支部	支部	支部	未 配置 支部 総数	倉吉 支部	支部	支部	支部	支部	支部	出張 所 総数	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			1159	528	436	436	0	0	0	0	195	195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家事 事件	家事事件総数		1152	525	432	432	0	0	0	0	195	195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審 判	別表第1	268	114	108	108					46	46							0				
		別表第2	87	46	15	15					26	26							0				
		期日立会い	53	34	5	5					14	14							0				
	調 停	別表第2	499	236	192	192					71	71							0				
		期日立会い	407	208	142	142					57	57							0				
		別表第2以外	169	89	68	68					12	12							0				
		期日立会い	139	75	53	53					11	11							0				
	共 助		1	0	1	1					0	0							0				
	雑	保全処分	35	14	1	1					20	20							0				
		保全処分以外	93	26	47	47					20	20							0				
	人 事 訴 訟 事 件			7	3	4	4					0	0										
てん 補 状 況			(例) 1: 本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2: ○○支部／△△支部／調停別表第2以外／3件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											本 庁												
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 鳥取家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	米 子 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			255	141	114	114	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		167	91	76	76	0	0	0	0
	観 護 措 置		21	11	10	10				
	在 宅	通常調査	139	76	63	63				
		簡易面接	0	0	0	0				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		7	4	3	3				
交 通	交 通 総 数		86	48	38	38	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0				
		在 宅	43	24	19	19				
	道 交 等	観護措置	0	0	0	0				
		在 宅	43	24	19	19				
	試 験 観 察		0	0	0	0				
準少年・共助等			2	2	0	0				
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件、車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 鳥取家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	米 子 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	14	3	11	11				
人 事 訴 訟 事 件	2	0	2	2				
少 年 事 件	8	3	5	5				

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 松江家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	支部	支部	支部	支部	支部	未 配置 支部 総数	出雲 支部	浜田 支部	益田 支部	西郷 支部	支部	支部	出張 所 総数	川本 出張 所	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			1217	595	0	0	0	0	0	0	603	309	199	93	2	0	0	19	19	0	0	0	0
家事事件	家事事件総数		1214	593	0	0	0	0	0	0	602	308	199	93	2	0	0	19	19	0	0	0	0
	審判	別表第1	216	80	0						120	55	45	19	1			16	16				
		別表第2	27	19	0						8	6	1	0	1			0	0				
		期日立会い	10	8	0						2	1	1	0	0			0	0				
	調停	別表第2	571	271	0						297	147	96	54	0			3	3				
		期日立会い	471	226	0						242	121	85	36	0			3	3				
		別表第2以外	324	172	0						152	96	36	20	0			0	0				
		期日立会い	278	149	0						129	79	31	19	0			0	0				
	共 助		0	0	0						0	0	0	0	0			0	0				
	雑	保全処分	23	3	0						20	0	20	0	0			0	0				
保全処分以外		53	48	0						5	4	1	0	0			0	0					
人事訴訟事件			3	2	0						1	1	0	0	0								
てん補状況												てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名				
												本庁	本庁	本庁	本庁						本庁		
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 松江家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			181	181	0	0	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		123	123	0	0	0	0	0	0
	観 護 措 置		13	13	0					
	在 宅	通常調査	100	100	0					
		簡易面接	1	1	0					
		書面照会	0	0	0					
	試 験 観 察		9	9	0					
交 通	交 通 総 数		58	58	0	0	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0					
		在 宅	30	30	0					
	道交 等	観護措置	0	0	0					
		在 宅	28	28	0					
	試 験 観 察		0	0	0					
準少年・共助等			1	1	0					
てん補状況										
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件、車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 松江家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	17	17	0					
人 事 訴 訟 事 件	1	1	0					
少 年 事 件	6	6	0					

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。